

羽生市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年4月25日(木)午後1時30分から午後3時15分
2. 開催場所 羽生市役所 3階 301会議室
3. 農業委員 10名

議席番号	氏名	備考	議席番号	氏名	備考
1番	増田 一幸		7番	中島 牡雄	(会長)
2番	大越 君雄	(会長代理)	8番	五月 女秀作	
3番	飯塚 真砂美		9番	大貫 勇一	
5番	川島 幸雄		10番	濱野 一郎	
6番	高澤 憲司		11番	金子 重弥	

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

5. 農地利用最適化推進委員 13名

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 栗原 繁
事務局次長 根岸 紀夫
主任 高見 直輝 (書記)

7. 会議の概要

議 長	ただ今から、4月定例農業委員会を開会いたします。
(議案第1号)	出席委員は、10名で定足数に達しており総会は成立しております。
	それでは日程に従いまして、羽生市農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員を議長より指名選任いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
	(異議なし)
	それでは指名いたします。
	9番 大貫勇一委員、10番 濱野一郎委員のご両人をお願いします。
	ただちに議案審議に入ります。
	議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	事務局より説明いたします。
2番	議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について、受付番号167号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。受付番号167号の農地の区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。なお、「第2種農地」は原則不許可となりますが、受付番号167号では、申請人の子が自宅のすぐ南側の宅地に住宅を建築することになりました。改めて、土地等の調査をしたところ、長年自宅の一部として使用していた場所が、農地のままであることが判明し、今回、農家住宅敷の拡張として追認の申請を行うものです。また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。その外、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。
	以上で事務局からの説明を終了させていただきます。
	受付番号167号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。(議案書朗読)
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ
	、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。

	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、申請人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	息子夫婦に子供が生まれたのをきっかけに自宅の一部の土地に住宅を建てる計画を進めております今回の計画を進めていく中で調べたところ計画敷地外に納屋と農業用倉庫があり、農地のまま使用していることがわかりました。今後も農業を続けていくために今までどおり既存の建物を継続して使用していきたいため今回の新築工事に伴い、農地法第4条の許可申請に至りました。私共の事情をご理解頂き、寛大な処置を受けられますようよろしくお願いいたします。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。
議長	以上で、事務局及び担当委員からの説明、報告が終わりました。
	ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第1号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。
(議案第2号)	引き続き、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明後、担当委員の調査結果報告をお願いします。
事務局	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、受付番号168号から176号の農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、ご説明いたします。まず、受付番号168号の農地の区分については、生産力の高い概ね10ヘクタール以上の集団農地の区域内にある農地で「第1種農地」と判断しました。また、受付番号169号から176号の農地区分については、住宅等が連担している区域に近接する農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満である「第2種農地」と判断しました。なお、「第1種及び第2種農地」は原則不許可となりますが、受付番号168号、172号及び176号では、自己用住宅を設けるものです。168号では、譲受人は、現在、さいたま市の住宅で妻の両親、妻、子3人で暮らしています。今年の2月に三人目の子供が生まれ、今の住まいでは、手狭になることから自分の住宅の建築を考えていました。申請農地は、既存の住宅や新規の住宅が

立ち並び、とても住環境の整った場所とのことです。また、周辺には、
国道125号線が通り、交通の弁も良いことから、今回、自己用住宅
敷として申請するものです。172号では、譲受人は、現在、行田市
の自宅で妻の両親と同居しています。以前より妻と両親の間で意見が
合わず不仲になっていたことから、新居の建築を考えていました。申
請農地の周辺は、すでに住宅の建築が進んでおり、また、小学校も近
くにあることから、とても住環境の整った場所とのことです。今回、
譲渡人の了解も得られたことから、自己用住宅敷きとして申請するも
のです。176号では、譲受人は、議案第1号 受付番号167号で
説明しました、申請人の子供となります。譲受人は、現在、市内のア
パートで妻、子の3人で暮らしています。子供も成長し、手狭になっ
ていることから、自分の住宅の建築を考えていました。譲渡人である
父親に相談したところ、父親の住む宅地部分に住宅を建築してもよい
ことになりました。調査を進めていたところ、南側の道路が開発に伴
う接道要件を満たしていないことが判明し、今回、自己用住宅敷とし
て道路のセットバック部分の申請を行うものです。受付番号169号、
170号及び175号では、譲受人が同一で、転用目的は建売住宅を
設けるものから、一括してご説明いたします。譲受人は、行田市内に
事務所を置き、昭和54年から主に不動産業を行っている法人です。
169号では、申請農地は、既存宅地に囲まれ、近くには、南羽生駅
や大型ショッピングモールがあるなど、とても住環境の整った場所と
のことです。今回、建売住宅12棟の建築を計画したところ、譲渡人
の了解を得られたことから、申請を行うものです。170号では、申
請農地は、須影小学校のすぐ南側に位置し、近くには、南羽生駅や大
型ショッピングモールがあるなど、とても住環境の整った場所とのこ
とです。今回、建売住宅7棟の建築を計画したところ、譲渡人の了解
を得られたことから、申請を行うものです。175号では、申請農地
は、県立誠和福祉高校の南側に位置し、近くには国道122号線や大
型ショッピングモールがあるなどとても住環境の整った場所とのこと
です。今回、建売住宅5棟の建築を計画したところ、譲渡人の了解を
得られたことから、申請を行うものです。受付番号171号及び17
4号では、太陽光発電施設を設けるものです。171号では、譲受人
は、茨城県神栖市に事務所を置き、平成20年から主に太陽光発電事
業を行っている法人です。申請農地は、農地の広がりがない場所とな
っており、周辺は、日光を遮る高い建物もなく、採算性も十分に確保
できることから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の同意を得ら
れたことから、今回、申請を行うものです。174号では、譲受人は、

	<p>東京都豊島区に事務所を置き、平成25年から主に太陽光発電事業を行っている法人です。申請農地の周辺は、すでに太陽光発電施設が建ち並び、日光を遮る高い建物もなく、採算性も十分に確保できることから、施設の設置を計画したところ、譲渡人の同意を得られたことから、今回、申請を行うものです。なお、すべての案件で、施設の周囲をフェンスで囲い安全確保に努め、土地の維持管理等、周辺住民に迷惑のかからないように行うものとなっています。受付番号173号では、譲受人は、市内に事務所を置き、昭和57年から主に葬祭業を行っている法人です。申請農地は、譲受人の駐車場敷に囲まれ、農地としての広がりもなく、耕作はされていませんでした。今回、駐車場の拡幅を計画したところ、譲渡人の同意を得られたことから、今回、申請を行うものです。また、各号とも農地の区分及び転用目的に問題はないと考えます。その外、資力及び信用や申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性等についても、問題ないと考えます。</p> <p>以上で事務局からの説明を終了させていただきます。</p>
3番	<p>受付番号168号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。現在、私は、さいたま市内で妻の両親の家に同居しています。今年、三人目の子供が誕生し将来の生活形態の変化等のことを考え、現在の住まいでは手狭になってくると思い、独立して、自分達の家を建てたいと考え、現在の私の職場に近い場所で、土地が広く自分達の予算で建物を建築できる土地を探していました。同土地であれば車による交通の便も良く、ショッピングセンターも近くにあり、住宅を建築するにも環境が良く、また周辺農地に対しても被害を及ぼすような地域でもない判断し、購入を決意し、このたびの申請となりました。何卒、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
9番	<p>受付番号169号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p>

	<p>当社は、住宅建築業務を行っております。このたび、条件の良い土地が見つかり、建売住宅を計画しております。申請地は、自然が残る環境に最適な住宅の提供を考えておりますので、何卒、許可して頂きますようよろしくお願いいたします。</p>
9 番	<p>受付番号170号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>私どもは、住宅環境の良い羽生市において、お住まいになる方にとって更に利便性の高くそれでいて住環境が整った、街づくりのお手伝いの一環となる土地を探しておりました。お住まいとなる方の対象は、20代から30代前半の夫婦で、まだお子様が幼く、共働きをしている家族であり、休みの日は、公園で家族一緒に過ごしたり、買い物をしたりと、郊外にてゆとりを持った住まいを探している方を対象としておりました。そのため、敷地内に車が、2台は停めることができ、そこそこのガーデニングもできる庭もあり、近くには公園やショッピング施設などもある場所を選定し、探してまいりました。したがって、おのずと1区画300㎡以上は欲しくそのような土地を探しておりました。その経緯の中で当該地は、敷地の面積も閑静な周辺地域としても要件を満たしており、それに加えて東武線南羽生駅や須影小学校も近く、またイオンモール羽生も最寄にあり、当社としても絶好のロケーションであると強く認識いたしました。当社としては、許可後の工事等は役所様のご指導のもと、最新の注意をもって隣地の農地に影響の出ないように施工して参ります。よろしくご配慮くださいますようお願い申し上げます。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しくお願いします。</p>
11 番	<p>受付番号171号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当該地を選定した理由は、日当たりが良く、日照時間、発電量が他の土地よりも見込めること。周辺に高い建物もないため、事業に適していること。土地の状態が良いので簡易整地のみで事業が計画できるこ</p>

	と。遊休地を有効活用すること。です。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
1 番	受付番号 1 7 2 号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ
	、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	現在、私ども家族は、行田市内に妻の両親と同居しています。約 2 0
	年位前に同居にあたり両親では、住宅ローンが借りられないため、父
	親名義の土地に私名義で家を建てることとなり現在に至っています。
	数年前より、妻と妻の両親との間が不仲になり、現在に至っては、同
	居を続けることが、これ以上、不可能な状態になってしまいました。
	そのような状態で、少し前から父親より、自分達は年金暮らしだから
	引越すわけにはいかないから、私どもに対して、家を出て行くよう
	に言われてしまい、妻もストレスにより体調を崩し、病院通いが増えて
	いき、自分達が家を出て行く決心をしました。私も現在の年齢であ
	れば、自分達の家を建てるのが可能と思い、土地を探していました。
	同土地であれば予算的にもなんとか可能だと思い購入を決意しました。
	また、場所的にも希望通りで、周辺農地にも影響をもたらすものでも
	ないと判断しました。何卒、よろしく願いいたします。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
5 番	受付番号 1 7 3 号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ
	、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	弊社は、昭和 4 8 年に羽生市大字藤井上組 4 6 8 番地 1 に設立以来、
	羽生市内はもとより、加須市、行田市の方々にも、通夜、告別式の
	式場としてご利用いただいております、順調に実績を伸ばしております
	です。今般申請地の土地について、相続により相続人に移転がなされ、
	駐車場として賃借することが、ご好意により話がまとまった次第です。
	当申請地は別紙利用計画図のとおり、周囲を当社の駐車場に囲まれ、
	お互いに不便をきたしておりました。今回当典礼会館への会葬者をみ
	ますと、高齢者の割合が年々増えてきており、1 台 1 名乗車での来場
	者割合も多くなってきております。これらのことから、典礼会館の駐

	<p>車場として一番近く、利用しやすいし、県道横断等もないため、利便性が向上し、交通安全性の確保がより図られる、近接好立地であります。以上により駐車場整備を図り、会葬者の利便性、安全性がより図られること、駐車台数も現行の120台から151台と増加し、当典礼会館利用の多くを占める、150人規模の葬儀に対応が図られるところとなります。平成30年度の埼玉県環境部みどり自然課の駐車場緑化の補助を戴きまして、北側の一部を整備致した次第です。以上これら諸般の事情を勘案いただきますようお願い申し上げます。</p>
5番	<p>受付番号174号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>当社は、平成25年10月29日に設立し、太陽光発電システム、及びその設備設計、施工、販売、管理及び保守とそれに関連する事業を行っており、その事業エリアは北関東と長野県に展開し、前年度における売上高は、4,014,134,558円で税引前当期純利益は106,310,025円を計上しており、好調のうちに推移し、今後とも再生可能エネルギーの推進が一層図られるものと考え、この度当該計画地を選定いたしました。計画地の附近には日照を遮る構造物がなく、日照条件も良好でありますので、別紙事業計画書のとおり進めることといたしました。</p> <p>何卒許可賜りたく、ここに申請する次第であります。</p> <p>以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。</p>
10番	<p>受付番号175号について調査報告いたします。</p> <p>まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）</p> <p>過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ、添付書類等の申請内容に間違いがないことをご報告いたします。</p> <p>申請地は、（詳細に説明）です。</p> <p>なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。</p> <p>羽生市内において住宅供給は増加しており、過去の販売実績からも申請地付近での売れ行きが良く、住宅の需要が見込めるため。申請地は、都市計画法第4条第11号区域に指定されており、戸建て住宅の建築の許可を得られる地域です。交通の便も良く、市街化区域にも近接している当該地域では住宅の需要の伸びがあります。市街化区域において事業地を探しましたが、事業として成立する土地がなく、今回の申請地を選定するに至りました。</p>

	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
2 番	受付番号 176 号について調査報告いたします。
	まず、議案書を朗読いたします。（議案書朗読）
	過日、本案件について、申請人に確認いたしましたところ
	、添付書類等の申請内容に間違いのないことをご報告いたします。
	申請地は、（詳細に説明）です。
	なお、譲受人による理由書が添付されていますので朗読いたします。
	私は現在、羽生市の賃貸住宅に居住しております。子供も成長し、これからの生活状況のことを考えると現在の住居では手狭なため新居を建築したいと考えました。私の所有する土地はないため、家族に相談したところ、実家の一部の土地に住まいを建てることを快く承諾してくれましたので実家の隣ということもあり、環境も良いこの父に住宅を建てる計画をしました。私どもの事情をご理解頂き、寛大な処置を受けられますよう宜しくお願いいたします。
	以上でありますので、ご審議のほど宜しく申し上げます。
議 長	以上で、事務局及び担当委員からの説明、報告が終わりました。
	ただいまの説明及び報告に対し、ご質疑、ご発言を願います。
	（発言なし）
	特に発言もないようですので、裁決に移ります。
	ただいま議題となっている議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに賛成の委員は「挙手」願います。
	（挙手全員）
	挙手全員でありますので、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して、県知事へ送付することに決定いたします。以上で、本日の議事は全て終了いたしました。続いて、事務局より諸報告等がありますので、お聞き取り願います。
事務局	報告事項 1 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは農業の耕作を行うものが、農業用施設に供するために、面積 200 ㎡未満の農地転用であれば、通常の農地転用許可申請を行うのではなく、農業委員会へ届出を行うものとなっています。届出となりますので、委員様の調査・審議もございませんので報告とさせていただきます。ご覧いただきますとおり、喜右衛門新田地区で面積 193 ㎡の農業用倉庫敷として、1 件ございました。ご確認の程、宜しくお願いします。
	報告事項 2 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出書の確認についてでございますが、これは市街化区域内農地の権利の移転が伴う

転用を行う場合に届出を行うものです。市街化区域内農地の転用については、許可をするのではなく、受理したことの証明を通知します。従いまして、委員様の調査も審議もございませんので報告とさせていただきます。ご覧のとおり共同住宅敷として1件、建売住宅敷として2件ございました。ご確認の程、宜しく申し上げます。

報告事項3 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございますが、これは農地法及び利用権設定（等促進事業）に係る合意の解約となりますが、2件ございました。ご確認の程、宜しく申し上げます。

報告事項4 農地法の規定による許可一覧についてでございますが、これは県許可のありました3月分でございます。右側の備考欄をご覧頂きたいと思いますが、5条が21件ございました。関係なされました委員様におかれましては、資料の整理等、宜しく申し上げます。

以上で、議案に係ります報告事項を終了させていただきます。

続きまして、

- ① 5月の定例農業委員会の日程について
- ② 農地相談会について
- ③ 平成31年度事業計画等について
- ④ 賃借料情報提供について
- ⑤ 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- ⑥ 緑の募金運動の協力について
- ⑦ 農地利用最適化交付金について

議長

(発言なし)

以上で、本日の全日程を終了いたしました。

これにて、閉会といたします。

上記会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和元年 5月 24日

会長

署名委員

署名委員

